

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No. 66

No.66 2016.6.23

■非正規賃金格差ホットライン実施！

6月19日の13時～17時にかけて、「非正規賃金格差ホットライン」を実施しました。

このホットラインは、同じ会社に定年後再雇用された男性について、定年前と同じ仕事をしているのに賃金が下がられたのは労働契約法20条（有期労働者への不合理な労働条件の禁止）に違反するとした画期的判決（長澤運輸事件・東京地裁平成28.5.13判決）を受けたものです。

緊急開催ということで、実施4日前のプレスリリースでしたが、合計19件の相談がありました。ホットラインを知ったきっかけの内訳は、弁護士ドットコム8件、新聞6件、インターネット3件、法テラス1件、知人1件です。



■さまざまな差別・格差の訴え

同種の仕事なのに正社員と年間150万円も賃金格差がある（派遣業）、定年後再雇用で仕事の内容も労働時間も変わらないのに給与は4割ダウン（バス運転手）、公務員や外郭団体にも同一労働同一賃金を適用して欲しい、休暇や産休などで不利益がある（外郭団体職員）、食堂の利用に

ついて格差がある（派遣）、同じ仕事でも時給が150円も違う（パート）、業務内容が同じなのに組合に入れず、通勤手当以外の手当が払われない、保険にも入れない（契約社員）といった様々な切実な相談が全国から寄せられました。裁判も含めて相談を継続する案件も複数ありました。

長澤運輸事件を報道で知って、「うちの職場と同じじゃないか」と受け止めたという方もいました。判決の意義や労働契約法20条の活用を、さらに多くの方々に伝えていかなければなりません。

■労働者の権利を守る政治を

6月22日、参議院選挙が公示されました。憲法改正やアベノミクスが大きな争点とされていますが、労働法規制の問題も大きな争点です。

安倍首相は、自民党ウェブサイトの総裁挨拶で「雇用は110万人増えました」「全国津々浦々、誰にでも一つ以上の仕事がある」「パートの皆さんの賃金も過去最高」などと自画自賛していますが、現場の実感とは程遠いと言わざるをえません。

与党は選挙向けに「同一労働同一賃金」「格差是正」などということを言いたしていますが、派遣労働者の声を無視して派遣法大改悪を強行し、労働時間規制を骨抜きにする労基法改悪案を提出し、「首切り自由」の解雇の金銭解決制度の導入を進めようとしているのはだれなのかについて、私たちは決して忘れてはいけません。7/10は投票所へ。

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790